

岡山市土地区画整理事業測量作業規程

(令和2年1月27日承認)

岡山市土地区画整理事業測量作業規程は、国土交通省土地区画整理事業測量作業規程（平成25年1月24日から適用）を準用する。

この場合において、第1条第2項中「国土交通省が」とあるのは「岡山市が」と、附則中「平成25年1月24日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

公共測量作業規程変更承認書

岡山市長
大森 雅夫 殿

令和2年1月16日付け岡市整第174号で変更申請のあった
岡山市土地区画整理事業測量作業規程は、測量法（昭和24年
法律第188号）第33条第1項の規定により承認する。

令和2年 1月 27日

国土交通大臣

